【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年2月9日提出

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ユーロランド・ソブリン・インカム

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 2兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ユーロランド・ソブリン・インカム (「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.16%(税抜 2.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)があり、分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位 申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

EDINET提出書類 三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

平成30年 2月10日から平成31年 2月 8日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。 販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものと します。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、2兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類 および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株 式
	海外	不動産投信
追加型投信	d	その他資産
	内 外	 資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と
	ともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	—————————————————————————————————————	投資対象地域	為替ヘッジ
(実際の組入資産)		投員別家地場 	荷質ペッン

		1	可恤証券届出書(内国投資信
株式	年1回	グローバル	
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本	
債券	年4回	北米	
一般公債	年6回(隔月)	区欠州	あり (適時ヘッジ)
社債	年12回(毎月)	アジア	
その他債券 クレジット属性	日々	オセアニア	
(高格付債*)	その他	中南米	
不動産投信		アフリカ	なし
その他資産		中近東(中東)	3. 0
資産複合		エマージング	

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する 国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主と
して投資する旨の記載があるものをいう。
目論見書又は投資信託約款において、「発行体」による区分のほか、特
にクレジットに対して明確な記載があるものについて、併記することも
できる。
目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるも
のをいう。
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うもの をいう。

* 高格付債・・・三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又 は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とす る旨の記載のあるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的 として運用を行います。

ファンドの特色



ユーロ参加国*1・参加見込国のソブリン債券*2を主要投資対象とします。

泰欧州地域以外の発行体による欧州通貨建價券にも一部投資することがあります

◆ 原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。



■ 現在の主要投資対象国と国債の格付け状況(2017年11月30日現在)





(出所) Bloomberg

- 上記の主要投資対象国は将来変更となる可能性があります。格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。
- 幸国債の格付け(自国通貨建長期債務格付け)は、©Moody's社の格付け順、②S&P社の格付け順に表記しています。



- 【ユーロ参加国】 欧州の経済通貨同盟 (EMU)にて使用されている単一通貨「ユーロ」を導入している国をいいます。 経済通貨同盟(EMU)とは、1999年1月に生まれた単一通貨「ユーロ」のもと、一元的な金融政策を実施する同盟のこと です。
- *2 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨連・外国通貨建があります。 また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。



ソブリン債券からの安定した利子収入の確保とともに信託財産の成長を 目指します。

◆【債券】・【為替】双方の観点からポートフォリオを構築し、円ベースのリターンを追求します。

債券

中長期的な金利見通しに基づき、債券ポートフォリオの

国别配分

デュレーションのコントロール

を行います。

[デュレーション]

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資即収年限を表す指標でもあります。 例えば、デュレーションの値が「6」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ6%下落(上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期職が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく。金利度動に対する債券価格の変動が 大きくなる傾向があります。

当ファンドはペンチマーク±3程度の範囲内でデュレーションを調整します。

為替

中長期的な為替見通しに基づき、各通貨(ユーロ、その他欧州通貨)が

相対的に下落すると予測した場合 🕒 その通貨の組入比率の引き下げ

を行うことで、為替変動リスクをコントロールします。

並組入仕事の調整によるほか、強力的に胸替ヘッジを行う場合があります。

◆ FTSE欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

FTSE欧州世界画債インデックス(円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、債務提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの辞謝、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCは帰職します。

◆ ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー (本部所在地:米国カリフォルニア州) の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



隔月に決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎年1、3、5、7、9、11月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

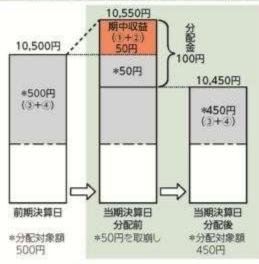
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。

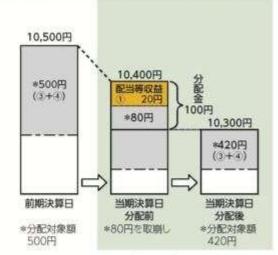
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合





※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として 支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる 分配対象額となります。

収 益 調 整 金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないよう にするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

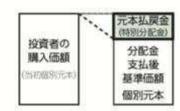
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



を元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。 また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税

扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別 分配金)の額だけ減少します。

■主な投資制限

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含めてれに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、悲戒的、捕債的、悲節的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助営として依拠すべきものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

平成10年8月28日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

平成27年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から 三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還 金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト

信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社とし
「信託契約」	ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が
	定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関
	する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出
	られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容
	等が定められています。

委託会社の概況(平成29年11月末現在)

·金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 ・設立年月日 昭和60年8月1日

・資本金 2,000百万円

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディン グス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

- a. EMU参加国および参加見込国のソブリン債券(A格以上)を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。また、欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券を一部組入れることがあります。
- b . デュレ ション・コントロ ルおよびカントリー・アロケーションを行うことにより、債券運用の付加価値を追求します。
- c . 為替は弾力的にヘッジします。

(2)【投資対象】

EMU参加国および参加見込国のソブリン債券(A格以上)を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限 < 信託約款に定められた投資制限 > の および に定めるものに限ります。) に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券に投資することを指図します。ただし、 私募により発行された有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ なされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図しません。

a . 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第 1 項第 3 号の

財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券

- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d.特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f.コマーシャル・ペーパー
- g . 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、 a . から f . までの証券または 証書の性質を有するもの
- h . 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい ます。)
- i . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j . 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に限ります。)
- k.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 1.外国の者に対する権利で k.の有価証券の性質を有するもの
- a.の証券または証書およびg.の証券または証書のうち、a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からe.までの証券およびg.の証券または証書のうちb.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利でe . の権利の性質を有するもの

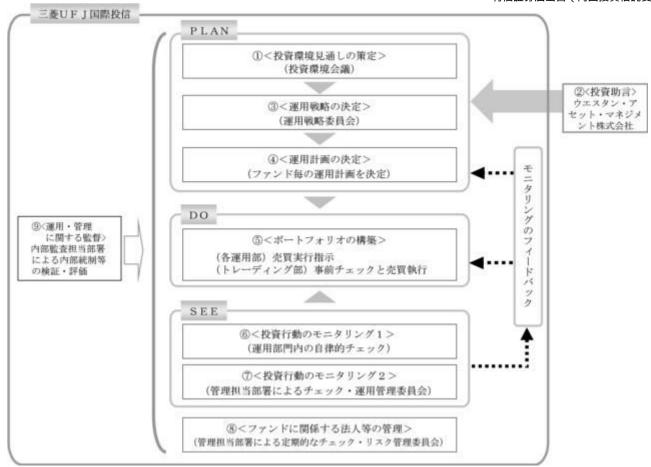
特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b . スワップ取引

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(「助言元」といいます。)から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通し、および の投資助言に沿って運用 戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売 買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、 リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果 は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示しま す。

ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社

の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この 結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示 されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎年1、3、5、7、9、11月の10日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- a . 分配対象収益額の範囲
 - 経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。
- b.分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額 を決定します。
- c . 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。 収益分配金の交付

a.「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

b.「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約²」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定 する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

- a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金

として積立てることができます。

- (b)売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式への投資

株式への投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、 信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を 超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、 わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第 3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28 条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融 商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商 品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができま す。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同 じ。)
- b.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融 商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨 に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c.委託会社は、信託財産に属する資産の金利変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同 規

則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる。

取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付 時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面 金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産に ついて、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b.予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に 相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするも のとします。

資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

c.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

・ 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型 投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決 議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての 議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式 についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の 率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、 これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u>したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失</u>を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。 (主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは

売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「シティ欧州世界国債インデックス(円ベース)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行う ほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必 要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的 管理を行っています。

内部監查担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

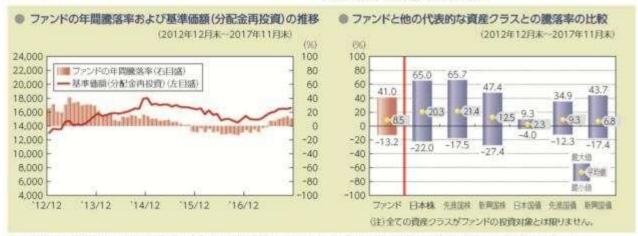
< 流動性リスクに対する管理体制 >

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署であるトレーディング担当部署およびリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間機落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内閣普通株式全路柄を対象 として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数 です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に 帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更 TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変質 もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰聞します。
新興国株	MSCIIマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰園します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが盛の代表的な債券 パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです わが国の国債で構成されており、ボートフォリオの投資収益率・利回リ・クーボン デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式 会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界閣僚インデックス (餘く日本)	FTSE世界助債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され 日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券 インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく 本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスの データは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの 正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何も 責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利に FTSE Fixed Income LLCに帰贈します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰聞します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.16%(税抜 2.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)が

あり、分配金再投資コース(自動けいぞくコース)の場合、再投資される収益分配金について は、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

a.信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.2420%(税抜1.1500%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額 を含みます。

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/ 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b.信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.7500% ~ 0.4000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.3500% ~ 0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0500%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および販売会社の配分は、純資産総額に応じて以下の通りとなります。

純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分に対して	0.7500%	0.3500%	
100億円超300億円以下の部分に対して	0.7000%	0.4000%	
300億円超500億円以下の部分に対して	0.6500%	0.4500%	
500億円超1,000億円以下の部分に対して	0.6000%	0.5000%	
1,000億円超1,500億円以下の部分に対して	0.5500%	0.5500%	0.0500%
1,500億円超2,000億円以下の部分に対して	0.5000%	0.6000%	
2,000億円超3,000億円以下の部分に対して	0.4500%	0.6500%	
3,000億円超の部分に対して	0.4000%	0.7000%	

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、 借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等 を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績 は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ユーロランド・ソブリン・インカム】

(1)【投資状況】

平成29年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	フランス	3,451,071,789	38.18
	ドイツ	2,156,451,854	23.86
	ベルギー	810,157,959	8.96
	オーストリア	630,659,866	6.98
	オランダ	604,089,615	6.68
	アイルランド	470,492,134	5.20
	ポーランド	433,113,550	4.79
	スウェーデン	98,556,266	1.09
特殊債券	ロシア	89,890,444	0.99
	ポーランド	67,594,675	0.75
	ノルウェー	52,636,352	0.58
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		174,640,405	1.94
純資産総額		9,039,354,909	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

a 評価額上位30銘柄

	Ī	1		I	⊢ED ·	帳簿価額	平成29年11月3 利率(%)	0日現在 投資
国 /	\$4 ta	4.未来五	**1#	光 声妙宛				
地域	銘 柄	種類	業種	券面総額		評価額	償還期限	比率
					単価(円)	金額(円)	(年/月/日)	(%)
7=7	3 O.A.T 220425	 		5,800,000.00	15,257.13	884,913,720 882,269,287	3.000000 2022/04/25	0.76
ノフノス	3 U.A.1 220423	国債証券		5,800,000.00	15,211.5394 15,207.19		3.250000	9.76
フニンフ	3.25 O.A.T 211025	国債証券		5,400,000.00				9.06
<i>) </i>	3.23 U.A.1 211023	国限证分		3,400,000.00	15,168.8277 14,714.01	819,116,698 588,560,796	2021/10/25 2.250000	9.00
ドイツ	2.25 BUND 210904	国債証券		4,000,000.00	14,714.01	586,579,802	2021/09/04	6.49
11117	2.23 DOND 210904	凹原亚方		4,000,000.00	14,053.15	463,754,192	2.000000	0.49
フニンフ	2 0.A.T 480525	国債証券		3,300,000.00	14,055.15	472,051,138	2048/05/25	5.22
<u>フランへ</u> オースト	2 0.A.1 400323	当良业方		3,300,000.00	14,707.76	441,232,936	1.650000	3.22
゚゙リア゚	1.65 AUSTRIA GOVT 241021	国債証券		3.000.000.00	14,707.70	440,713,782	2024/10/21	4.88
	1:00 /\text{\text{NOTKIN GOVI 241021}}	当良証力		3,000,000.00	14,042.95	435,331,683	1.750000	7.00
フランス	1.75 O.A.T 390625	国債証券		3,100,000.00		439,413,798	2039/06/25	4.86
ポーラン	1110 01111 000020	四原証力		0,100,000.00	2,964.55	429,860,330	2.500000	7.00
が ド	2.5 POLAND 260725	国債証券		14,500,000.00	2,986.9900	433,113,550	2026/07/25	4.79
'	2.0 1 02 112 200720	四原証力		14,000,000.00	13,398.13	401,943,953	2020/01/20	7.75
フランス	0 0.A.T 190225	国債証券		3,000,000.00		401,883,192	2019/02/25	4.45
<i>,,,</i>	0 0.71.1 100220	四原証力		0,000,000.00	21,437.77	385,880,012	5.500000	7.70
ドイツ	5.5 BUND 310104	国債証券		1,800,000.00	21,427.8044	385,700,480	2031/01/04	4.27
	0.0 20.12 0.010.	口灰皿刀		1,000,000.00	14,900.45	372,511,464	2.250000	
オランダ	2.25 NETH GOVT 220715	国債証券		2,500,000.00	14,860.6288	371,515,721	2022/07/15	4.11
.,,,,		口灰皿刀		2,000,000.00	13,079.89	353,157,275	1.250000	
フランス	1.25 O.A.T 360525	国債証券		2,700,000.00		356,294,553	2036/05/25	3.94
,,,,				2,700,000.00	13,550.25	338,756,474	2000, 00, 20	0.0.
ドイツ	0 OBL 210409	国債証券		2,500,000.00		338,110,354	2021/04/09	3.74
		III ISCRIE S		_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	14,873.48	297,469,697	1.750000	
ドイツ	1.75 BUND 240215	国債証券		2,000,000.00		296,346,921	2024/02/15	3.28
		III ISCRILL 73			13,466.13	269,322,742		
ドイツ	0 SCHATS 190913	国債証券		2,000,000.00	13,453.4006	269,068,013	2019/09/13	2.98
				, ,	21,294.34	255,532,124	5.000000	
ベルギー	5 BEL GOVT 350328	国債証券		1,200,000.00	21,448.7220	257,384,664	2035/03/28	2.85
アイルラ				,,	18,093.25	180,932,508	5.400000	
ンド	5.4 IRISH GOVT 250313	国債証券		1,000,000.00	18,030.8168	180,308,168	2025/03/13	1.99
アイルラ				, ,	13,618.93	177,046,155	1.700000	
ンド	1.7 IRISH GOVT 370515	国債証券		1,300,000.00		178,072,922	2037/05/15	1.97
				, ,	16,229.15	162,291,562	4.250000	
ベルギー	4.25 BEL GOVT 220928	国債証券		1,000,000.00		161,810,125	2022/09/28	1.79
				, ,	14,668.59	146,685,988	2.000000	
ドイツ	2 BUND 220104	国債証券		1,000,000.00		146,185,959	2022/01/04	1.62
					15,049.55	138,455,912	2.000000	
オランダ	2 NETH GOVT 240715	国債証券		920,000.00		138,267,704	2024/07/15	1.53
					14,995.27	134,957,444	2.000000	
ドイツ	2 BUND 230815	国債証券		900,000.00	14,940.0359	134,460,323	2023/08/15	1.49
					14,194.40	127,749,606	3.000000	
ベルギー	3 BEL GOVT 190928	国債証券		900,000.00	14,158.7678	127,428,910	2019/09/28	1.41
アイルラ					16,068.68	112,480,773	3.900000	
ンド	3.9 IRISH GOVT 230320	国債証券		700,000.00	16,015.8633	112,111,043	2023/03/20	1.24
オースト					18,335.19	110,011,144	4.850000	
リア	4.85 AUSTRIA GOVT 260315	国債証券		600,000.00	18,306.3710	109,838,226	2026/03/15	1.22
					12,863.31	102,906,500	1.600000	
ベルギー	1.6 BEL GOVT 470622	国債証券		800,000.00	13,178.7363	105,429,890	2047/06/22	1.17
スウェー					1,523.94	97,532,792	2.250000	
デン	2.25 SWD GOVT 320601	国債証券		6,400,000.00	1,539.9416	98,556,266	2032/06/01	1.09
					13,473.54	94,314,835	0.500000	
オランダ	0.5 NETH GOVT 260715	国債証券	<u></u>	700,000.00	13,472.3128	94,306,189	2026/07/15	1.04
					195.32	89,848,271	8.750000	
ロシア	8.75 INTL FINAN 181217	特殊債券		46,000,000.00	195.4140	89,890,444	2018/12/17	0.99
オースト					13,205.01	79,230,116	1.500000	
リア	1.5 AUSTRIA GOVT 470220	国債証券		600,000.00	13,351.3096	80,107,857	2047/02/20	0.89
					16,707.68	80,196,882	4.250000	
フランフ	4 25 0 A T 231025	国信証券	l	1 480 000 00	16 675 6501	80 043 120	2023/10/25	0.80

 フランス
 4.25 0.A.T 231025
 国債証券
 480,000.00
 16,707.68
 80,196,882
 4.250000

 (注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成29年11月30日現在

•

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位・円)

		(単位:円)
	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第56計算期間末日	89,938,719,636 (分配付)	9,157 (分配付)
(平成20年 1月10日)	89,153,001,036 (分配落)	9,077 (分配落)
第57計算期間末日	86,892,177,190 (分配付)	8,941 (分配付)
(平成20年 3月10日)	86,114,708,833 (分配落)	8,861 (分配落)
第58計算期間末日	84,403,857,974 (分配付)	8,905 (分配付)
(平成20年 5月12日)	83,645,571,982 (分配落)	8,825 (分配落)
第59計算期間末日	84,935,859,696 (分配付)	9,129 (分配付)
(平成20年 7月10日)	84,191,574,952 (分配落)	9,049 (分配落)
第60計算期間末日	74,247,184,003 (分配付)	8,294 (分配付)
(平成20年 9月10日)	73,530,994,687 (分配落)	8,214 (分配落)
第61計算期間末日	60,288,793,129 (分配付)	7,054 (分配付)
(平成20年11月10日)	59,605,064,561 (分配落)	6,974 (分配落)
第62計算期間末日	56,321,079,048 (分配付)	6,655 (分配付)
(平成21年 1月13日)	55,643,996,149 (分配落)	6,575 (分配落)
第63計算期間末日	57,279,649,355 (分配付)	6,905 (分配付)
(平成21年 3月10日)	56,616,045,090 (分配落)	6,825 (分配落)
第64計算期間末日	59,953,018,583 (分配付)	7,357 (分配付)
(平成21年 5月11日)	59,301,069,169 (分配落)	7,277 (分配落)
第65計算期間末日	56,975,003,669 (分配付)	7,112 (分配付)
(平成21年7月10日)	56,334,084,062 (分配落)	7,032 (分配落)
第66計算期間末日	57,687,220,924 (分配付)	7,335 (分配付)
(平成21年 9月10日)	57,058,060,519 (分配落)	7,255 (分配落)
第67計算期間末日	56,604,869,884 (分配付)	7,339 (分配付)
(平成21年11月10日)	55,987,839,028 (分配落)	7,259 (分配落)
第68計算期間末日	54,272,387,227 (分配付)	7,218 (分配付)
(平成22年 1月12日)	53,670,827,853 (分配落)	7,138 (分配落)
第69計算期間末日	47,857,232,725 (分配付)	6,647 (分配付)
(平成22年 3月10日)	47,281,224,777 (分配落)	6,567 (分配落)
第70計算期間末日	44,042,582,529 (分配付)	6,328 (分配付)
(平成22年 5月10日)	43,485,816,531 (分配落)	6,248 (分配落)
第71計算期間末日	39,248,297,018 (分配付)	6,040 (分配付)
(平成22年7月12日) 第72計算期間末日	38,728,443,830 (分配落)	5,960 (分配落)
第72計算期间不口 (平成22年 9月10日)	36,399,702,619 (分配付)	5,829 (分配付)
第73計算期間末日	35,900,155,898 (分配落) 35,832,349,645 (分配付)	5,749 (分配落) 5,973 (分配付)
(平成22年11月10日)	35,352,441,011 (分配落)	5,893 (分配落)
第74計算期間末日	31,625,495,671 (分配付)	5,484 (分配付)
(平成23年 1月11日)	31,164,127,207 (分配落)	5,404 (分配符)
第75計算期間末日	31,590,520,875 (分配付)	5,728 (分配付)
(平成23年 3月10日)	31,149,302,533 (分配落)	5,648 (分配落)
第76計算期間末日	30,785,747,779 (分配付)	5,714 (分配付)
(平成23年 5月10日)	30,354,724,347 (分配落)	5,634 (分配落)
第77計算期間末日	29,245,147,553 (分配付)	5,622 (分配付)
(平成23年7月11日)	28,829,000,704 (分配落)	5,542 (分配落)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

		有侧趾夯油山青(内)均有品
第78計算期間末日	26,462,151,850 (分配付)	5,268 (分配付)
(平成23年 9月12日)	26,060,273,412 (分配落)	5,188 (分配落)
第79計算期間末日	24,187,396,508 (分配付)	5,159 (分配付)
(平成23年11月10日)	23,812,300,461 (分配落)	5,079 (分配落)
第80計算期間末日	21,118,027,667 (分配付)	4,787 (分配付)
(平成24年 1月10日)	20,765,126,679 (分配落)	4,707 (分配落)
第81計算期間末日	21,821,049,355 (分配付)	5,227 (分配付)
(平成24年 3月12日)	21,487,075,191 (分配落)	5,147 (分配落)
第82計算期間末日	20,234,924,816 (分配付)	5,010 (分配付)
(平成24年 5月10日)	19,911,795,548 (分配落)	4,930 (分配落)
第83計算期間末日	18,794,762,444 (分配付)	4,803 (分配付)
(平成24年 7月10日)	18,481,684,020 (分配落)	4,723 (分配落)
第84計算期間末日	18,671,175,598 (分配付)	4,895 (分配付)
(平成24年 9月10日)	18,365,997,724 (分配落)	4,815 (分配落)
第85計算期間末日	18,166,471,388 (分配付)	4,935 (分配付)
(平成24年11月12日)	17,871,991,387 (分配落)	4,855 (分配落)
第86計算期間末日	19,770,495,704 (分配付)	5,552 (分配付)
(平成25年 1月10日)	19,485,631,132 (分配落)	5,472 (分配落)
第87計算期間末日	20,239,108,421 (分配付)	5,910 (分配付)
(平成25年 3月11日)	19,965,131,287 (分配落)	5,830 (分配落)
第88計算期間末日	20,615,271,130 (分配付)	6,266 (分配付)
(平成25年 5月10日)	20,352,056,776 (分配落)	6,186 (分配落)
第89計算期間末日	18,368,784,304 (分配付)	5,876 (分配付)
(平成25年7月10日)	18,118,702,731 (分配落)	5,796 (分配落)
第90計算期間末日	17,837,654,756 (分配付)	5,810 (分配付)
(平成25年 9月10日)	17,592,022,789 (分配落)	5,730 (分配落)
第91計算期間末日	17,610,942,659 (分配付)	5,865 (分配付)
(平成25年11月11日)	17,370,729,682 (分配落)	5,785 (分配落)
第92計算期間末日	18,064,426,581 (分配付)	6,196 (分配付)
(平成26年 1月10日)	17,831,178,322 (分配落)	6,116 (分配落)
第93計算期間末日	17,919,588,595 (分配付)	6,224 (分配付)
(平成26年 3月10日)	17,689,249,636 (分配落)	6,144 (分配落)
第94計算期間末日	17,333,394,702 (分配付)	6,116 (分配付)
(平成26年 5月12日)	17,106,648,870 (分配落)	6,036 (分配落)
第95計算期間末日	16,857,523,902 (分配付)	6,107 (分配付)
(平成26年7月10日)	16,719,516,515 (分配落)	6,057 (分配落)
第96計算期間末日	16,340,018,312 (分配付)	6,135 (分配付)
(平成26年 9月10日)	16,206,852,691 (分配落)	6,085 (分配落)
第97計算期間末日	16,753,845,915 (分配付)	6,418 (分配付)
(平成26年11月10日)	16,623,324,222 (分配落)	6,368 (分配落)
第98計算期間末日	16,385,557,961 (分配付)	6,486 (分配付)
(平成27年 1月13日)	16,259,238,837 (分配落)	6,436 (分配落)
第99計算期間末日	15,453,358,546 (分配付)	6,265 (分配付)
(平成27年 3月10日)	15,330,020,968 (分配落)	6,215 (分配落)
第100計算期間末日	15,043,438,417 (分配付)	6,198 (分配付)
(平成27年 5月11日)	14,922,073,312 (分配落)	6,148 (分配落)
第101計算期間末日	14,211,207,511 (分配付)	6,010 (分配付)
(平成27年7月10日)	14,092,972,678 (分配落)	5,960 (分配符)
第102計算期間末日	13,912,123,002 (分配付)	6,013 (分配付)
(平成27年 9月10日)	13,796,433,818 (分配落)	5,963 (分配落)
第103計算期間末日	13,457,279,735 (分配付)	5,905 (分配付)
(平成27年11月10日)	13,343,324,559 (分配落)	5,855 (分配符)
第104計算期間末日	12,614,771,113 (分配付)	5,655 (分配付)
(平成28年 1月12日)	12,503,239,607 (分配落)	5,605 (分配符)
第105計算期間末日	12,303,239,007 (分配分)	5,543 (分配付)
(平成28年 3月10日)	12,134,477,243 (分配落)	5,493 (分配符)
第106計算期間末日	11,847,802,033 (分配付)	
(平成28年 5月10日)	11,738,931,328 (分配落)	5,441 (分配的) 5,391 (分配落)
第107計算期間末日		
第107計算期间末日 (平成28年 7月11日)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	4,997 (分配付) 4.947 (分配落)
(十/兆20十 /月11日)	10,615,511,705 (分配落)	4,947 (分配落)

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内<u>国投資信託</u>受益証券)

		有価証券届出書(内国投資信託
第108計算期間末日	10,771,624,363 (分配付)	5,092 (分配付)
(平成28年 9月12日)	10,718,736,038 (分配落)	5,067 (分配落)
第109計算期間末日	10,045,587,954 (分配付)	4,949 (分配付)
(平成28年11月10日)	9,994,842,107 (分配落)	4,924 (分配落)
第110計算期間末日	10,124,922,715 (分配付)	5,162 (分配付)
(平成29年 1月10日)	10,075,883,381 (分配落)	5,137 (分配落)
第111計算期間末日	9,623,589,525 (分配付)	5,060 (分配付)
(平成29年 3月10日)	9,576,044,530 (分配落)	5,035 (分配落)
第112計算期間末日	9,545,703,887 (分配付)	5,171 (分配付)
(平成29年 5月10日)	9,499,550,990 (分配落)	5,146 (分配落)
第113計算期間末日	9,384,369,474 (分配付)	5,341 (分配付)
(平成29年 7月10日)	9,358,012,557 (分配落)	5,326 (分配落)
第114計算期間末日	9,216,618,714 (分配付)	5,435 (分配付)
(平成29年 9月11日)	9,191,182,151 (分配落)	5,420 (分配落)
第115計算期間末日	9,060,819,579 (分配付)	5,468 (分配付)
(平成29年11月10日)	9,035,962,065 (分配落)	5,453 (分配落)
平成28年11月末日	10,200,932,740	5,068
12月末日	10,303,419,241	5,228
平成29年 1月末日	9,788,485,213	5,046
2月末日	9,598,730,152	5,025
3月末日	9,347,712,479	4,996
4月末日	9,404,871,594	5,073
5月末日	9,284,365,949	5,196
6月末日	9,347,826,226	5,303
7月末日	9,187,595,372	5,339
8月末日	9,296,515,853	5,470
9月末日	9,193,705,036	5,469
10月末日	9,069,737,429	5,460
11月末日	9,039,354,909	5,492

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	80円
第63計算期間	80円
第64計算期間	80円
第65計算期間	80円
第66計算期間	80円
第67計算期間	80円
第68計算期間	80円
第69計算期間	80円
第70計算期間	80円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	80円
第78計算期間	80円
第79計算期間	80円
第80計算期間	80円
第81計算期間	80円
第82計算期間	80円

第83計算期間	80円
第84計算期間	80円
第85計算期間	80円
第86計算期間	80円
第87計算期間	80円
第88計算期間	80円
第89計算期間	80円
第90計算期間	80円
第91計算期間	80円
第92計算期間	80円
第93計算期間	80円
第94計算期間	80円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円
第110計算期間	25円
第111計算期間	25円
第112計算期間	25円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第56計算期間	0.85
第57計算期間	1.49
第58計算期間	0.49
第59計算期間	3.44
第60計算期間	8.34
第61計算期間	14.12
第62計算期間	4.57
第63計算期間	5.01
第64計算期間	7.79
第65計算期間	2.26
第66計算期間	4.30
第67計算期間	1.15
第68計算期間	0.56
第69計算期間	6.87
第70計算期間	3.63
第71計算期間	3.32
第72計算期間	2.19
第73計算期間	3.89
第74計算期間	6.94
第75計算期間	5.99
第76計算期間	1.16
第77計算期間	0.21
第78計算期間	4.94

第79計算期間	0.55
第80計算期間	5.74
第81計算期間	11.04
第82計算期間	2.66
第83計算期間	2.57
第84計算期間	3.64
第85計算期間	2.49
第86計算期間	14.35
第87計算期間	8.00
第88計算期間	7.47
第89計算期間	5.01
第90計算期間	0.24
第91計算期間	2.35
第92計算期間	7.10
第93計算期間	1.76
第94計算期間	0.45
第95計算期間	1.17
第96計算期間	1.28
第97計算期間	5.47
第98計算期間	1.85
第99計算期間	2.65
第100計算期間	0.27
第101計算期間	2.24
第102計算期間	0.88
第103計算期間	0.97
第104計算期間	3.41
第105計算期間	1.10
第106計算期間	0.94
第107計算期間	7.30
第108計算期間	2.93
第109計算期間	2.32
第110計算期間	4.83
第111計算期間	1.49
第112計算期間	2.70
第113計算期間	3.78
第114計算期間	2.04
第115計算期間	0.88

⁽注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間 末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に 100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

設定口数	解約口数	発行済口数
1,219,212,049	1,825,826,759	98,214,825,061
1,110,821,997	2,142,102,314	97,183,544,744
1,059,758,872	3,457,554,571	94,785,749,045
700,340,631	2,450,496,567	93,035,593,109
864,997,812	4,376,926,308	89,523,664,613
819,885,165	4,877,478,656	85,466,071,122
450,266,144	1,280,974,877	84,635,362,389
312,100,119	1,996,929,306	82,950,533,202
346,447,392	1,803,303,760	81,493,676,834
517,270,161	1,895,996,006	80,114,950,989
377,678,066	1,847,578,355	78,645,050,700
352,874,847	1,869,068,515	77,128,857,032
368,238,946	2,302,174,111	75,194,921,867
403,491,010	3,597,419,315	72,000,993,562
730,062,268	3,135,306,009	69,595,749,821
459,165,448	5,073,266,653	64,981,648,616
	1,219,212,049 1,110,821,997 1,059,758,872 700,340,631 864,997,812 819,885,165 450,266,144 312,100,119 346,447,392 517,270,161 377,678,066 352,874,847 368,238,946 403,491,010 730,062,268	1,219,212,049 1,825,826,759 1,110,821,997 2,142,102,314 1,059,758,872 3,457,554,571 700,340,631 2,450,496,567 864,997,812 4,376,926,308 819,885,165 4,877,478,656 450,266,144 1,280,974,877 312,100,119 1,996,929,306 346,447,392 1,803,303,760 517,270,161 1,895,996,006 377,678,066 1,847,578,355 352,874,847 1,869,068,515 368,238,946 2,302,174,111 403,491,010 3,597,419,315 730,062,268 3,135,306,009

		1月11世	<u> </u>
第72計算期間	249,665,660	2,787,974,067	62,443,340,209
第73計算期間	412,971,572	2,867,732,484	59,988,579,297
第74計算期間	235,868,701	2,553,389,884	57,671,058,114
第75計算期間	271,095,645	2,789,860,945	55,152,292,814
第76計算期間	413,917,902	1,688,281,664	53,877,929,052
第77計算期間	215,390,277	2,074,963,128	52,018,356,201
第78計算期間	261,671,733	2,045,223,068	50,234,804,866
第79計算期間	185,790,962	3,533,589,838	46,887,005,990
第80計算期間	204,550,810	2,978,933,240	44,112,623,560
第81計算期間	212,188,199	2,578,041,191	41,746,770,568
第82計算期間	179,362,095	1,534,974,099	40,391,158,564
第83計算期間	172,141,888	1,428,497,448	39,134,803,004
第84計算期間	199,781,137	1,187,349,779	38,147,234,362
第85計算期間	170,216,472	1,507,450,651	36,810,000,183
第86計算期間	199,498,156	1,401,426,790	35,608,071,549
第87計算期間	243,698,054	1,604,627,837	34,247,141,766
第88計算期間	155,092,606	1,500,440,109	32,901,794,263
第89計算期間	140,009,559	1,781,607,089	31,260,196,733
第90計算期間	119,496,381	675,697,153	30,703,995,961
第91計算期間	239,240,904	916,614,737	30,026,622,128
第92計算期間	532,790,546	1,403,380,244	29,156,032,430
第93計算期間	296,266,920	659,929,455	28,792,369,895
第94計算期間	160,570,550	609,711,445	28,343,229,000
第95計算期間	187,409,596	929,161,159	27,601,477,437
第96計算期間	236,998,360	1,205,351,568	26,633,124,229
第97計算期間	217,409,223	746,194,763	26,104,338,689
第98計算期間	137,032,178	977,546,041	25,263,824,826
第99計算期間	114,283,539	710,592,670	24,667,515,695
第100計算期間	107,555,654	502,050,284	24,273,021,065
第101計算期間	85,249,304	711,303,695	23,646,966,674
第102計算期間	109,587,219	618,717,031	23,137,836,862
第103計算期間	78,942,764	425,744,402	22,791,035,224
第104計算期間	84,668,160	569,401,989	22,306,301,395
第105計算期間	76,060,586	291,776,276	22,090,585,705
第106計算期間	56,688,637	373,133,163	21,774,141,179
第107計算期間	109,918,756	424,615,744	21,459,444,191
第108計算期間	66,789,091	370,903,174	21,155,330,108
第109計算期間	86,173,999	943,165,075	20,298,339,032
第110計算期間	42,293,879	724,899,092	19,615,733,819
第111計算期間	42,244,512	639,980,055	19,017,998,276
第112計算期間	68,546,580	625,385,793	18,461,159,063
第113計算期間	47,832,489	937,713,207	17,571,278,345
第114計算期間	32,921,565	646,490,948	16,957,708,962
第115計算期間	34,900,319	420,932,672	16,571,676,609

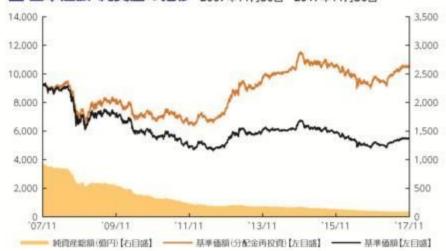
参考情報



運用実績

2017年11月30日現代

■ 基準価額・純資産の推移 2007年11月30日~2017年11月30日



- •基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	5,492円
純資産総額	90.3億円

■分配の推移

2017年11月	15円
2017年9月	15円
2017年7月	15円
2017年5月	25 円
2017年3月	25 円
2017年 1月	25 円
直近1年間累計	120円
設定来累計	7,598円

•分配金は1万口当たり、税引前

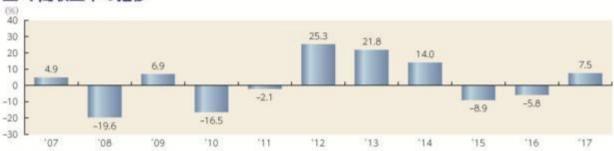
■ 主要な資産の状況

比率
91.2%
5.6%
1.196
1.1%
0.6%
0.4%
0.0%
100.0%

比率
9.8%
9.1%
6.5%
5.2%
4.9%
4.9%
4.8%
4.4%
4.3%
4.1%

[•]各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2017年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

申込手数料

申込価額(発行価格)×2.16%(税抜 2.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) があり、分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社 所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務 手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社 にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金(解約)手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。 その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、 受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 : 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価 します。

· 転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情 報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則とし て、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業 者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- · 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

· 外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(平成10年8月28日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年1月10日まで ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と 合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めると き、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・ 業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと きは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を 変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめそ の旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続き にしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則

として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年5月および11月の決算日を基準とします。)および償還時に、 交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会 社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告 書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその 任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に 受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託 会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を 締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて 所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載し ます。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合

の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1)収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース (一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払いま す。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2)償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。 くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 隔月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成29年5月 11日から平成29年11月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ユーロランド・ソブリン・インカム】

(1)【貸借対照表】

	前期 「 平成29年 5月10日現在]	当期
	[十版29年 5月10日現在]	[平成29年11月10日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	39,630,454	70,159,341
コール・ローン	117,324,529	106,716,277
国債証券	8,942,936,370	8,393,931,863
特殊債券	390,044,178	427,535,962
未収利息	62,672,578	69,085,246
前払費用	28,392,269	18,418,749
その他未収収益	9,677,730	4,250,607
流動資産合計	9,590,678,108	9,090,098,045
資産合計	9,590,678,108	9,090,098,045
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	46,152,897	24,857,514
未払解約金	25,504,992	10,464,236
未払受託者報酬	843,549	815,169
未払委託者報酬	18,558,035	17,933,698
未払利息	180	172
その他未払費用	67,465	65,191
流動負債合計	91,127,118	54,135,980
負債合計	91,127,118	54,135,980
純資産の部		
元本等		
元本	18,461,159,063	16,571,676,609
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,961,608,073	7,535,714,544
(分配準備積立金)	1,571,503	26,076,046
元本等合計	9,499,550,990	9,035,962,065
純資産合計	9,499,550,990	9,035,962,065
負債純資産合計	9,590,678,108	9,090,098,045

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	前期 平成28年11月11日 平成29年 5月10日	自至	当期 平成29年 5月11日 平成29年11月10日
受取利息		126,541,963		111,888,427
有価証券売買等損益		246,675,800		8,979,252
為替差損益		750,626,653		548,442,126
その他収益		4,434,245		4,250,607
営業収益合計		634,927,061		673,560,412
三世 三世 三二世 三二世 三二世 三二世 三二世 三二世 三二世 三二世 三二				
支払利息		166,118		189,539
受託者報酬		2,615,920		2,519,748
委託者報酬		57,550,216		55,434,379
その他費用		878,119		956,636
営業費用合計		61,210,373		59,100,302
営業利益又は営業損失()		573,716,688		614,460,110
経常利益又は経常損失()		573,716,688		614,460,110
当期純利益又は当期純損失()		573,716,688		614,460,110
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		2,991,391		8,208,747
期首剰余金又は期首欠損金()		10,303,496,925		8,961,608,073
剰余金増加額又は欠損金減少額		989,778,857		950,420,611
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		989,778,857		950,420,611
剰余金減少額又は欠損金増加額		75,878,076		54,127,451
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		75,878,076		54,127,451
分配金		142,737,226		76,650,994
期末剰余金又は期末欠損金()		8,961,608,073		7,535,714,544

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する
		理論価格で評価しております。
:	2 デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	方法	
:	3 その他財務諸表作成のための基本と	外貨建資産等の会計処理
	なる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理し
		ております。

(貸借対照表に関する注記)

!]E	以照衣に関する注記)					
	<u> </u>	前期	当期			
		[平成29年5月10日現在]	[平成29年11月10日現在]			
	1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	20,298,339,032円 153,084,971円 1,990,264,940円	18,461,159,063円 115,654,373円 2,005,136,827円			
	2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	8,961,608,073円	7,535,714,544円			
	3 受益権の総数	18,461,159,063□	16,571,676,609口			
	4 1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5146円 (5,146円)	0.5453円 (5,453円)			

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自 平成28年11月11日 至 平成29年5月10日)

1 分配金の計算過程

		(自 平成28年11月11日 至 平成29年1月10日)
費用控除後の配当等収益額	Α	44,097,724円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В	
有価証券売買等損益額	D D	
収益調整金額	С	451,117,856円
分配準備積立金額	D	1,503,665円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	496,719,245円
当ファンドの期末残存口数	F	19,615,733,819
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	253円
1万口当たり分配金額	Н	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,039,334円

		(自 平成29年1月11日 至 平成29年3月10日)
費用控除後の配当等収益額	A	22,561,611円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В	
有価証券売買等損益額	D	
収益調整金額	С	433,581,912円
分配準備積立金額	D	516,901円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	456,660,424円
当ファンドの期末残存口数	F	19,017,998,276
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240円
1万口当たり分配金額	Н	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,544,995円

		(自 平成29年3月11日 至 平成29年5月10日)
費用控除後の配当等収益額	A	38,228,277円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В	
有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	396,928,961円
分配準備積立金額	D	265,544円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	435,422,782円
当ファンドの期末残存口数	F	18,461,159,063□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	235円
1万口当たり分配金額	Н	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	46,152,897円

当期(自 平成29年5月11日 至 平成29年11月10日)

1 分配金の計算過程

		(自 平成29年5月11日 至 平成29年7月10日)
費用控除後の配当等収益額	A	37,738,234円

В	
С	369,033,303円
D	1,530,293円
E=A+B+C+D	408,301,830円
F	17,571,278,345
G=E/F*10,000	232円
Н	15円
I=F*H/10,000	26,356,917円
	C D E=A+B+C+D F G=E/F*10,000

		(自 平成29年7月11日 至 平成29年9月11日)
費用控除後の配当等収益額	Α	36,173,989円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В	
有価証券売買等損益額	D	
収益調整金額	С	356,186,945円
分配準備積立金額	D	12,582,461円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	404,943,395円
当ファンドの期末残存口数	F	16,957,708,962
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	238円
1万口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	I=F*H/10.000	25.436.563円

		(自 平成29年9月12日 至 平成29年11月10日)
費用控除後の配当等収益額	Α	28,106,487円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	348,151,277円
分配準備積立金額	D	22,827,073円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	399,084,837円
当ファンドの期末残存口数	F	16,571,676,609□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240円
1万口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,857,514円

(金融商品に関する注記) 1_金融商品の状況に関する事項

- 立門的印の小川に関する事	[†] 년							
	前期				<u> </u>	期		
区分	(自 平成28年11月11日			(自 平成29	9年 5月11	日	
	至 平成29年 5月10日)				至 平成29	9年11月10	日)	
1 金融商品に対する取組	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する	同	左					
方針	法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定							
	める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品へ							
	の投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基							
	づき行っております。							
2 金融商品の内容及び当	当ファンドは、公社債等に投資しております。当	同	左					
該金融商品に係るリス	The state of the s							
ク	場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒され							
	ております。							
	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引	同	左					
	を利用しております。当該デリバティブ取引は、為							
	替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等							
	を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受							
	渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは							
	限定的であります。	_						
	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項に	同	左					
	一ついての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引							
	における名目的な契約額または計算上の想定元本で							
	あり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの							
	大きさを示すものではありません。		_					
3 金融商品に係るリスク		同	左					
管理体制	ロールするため、委託会社では、運用部門におい							
	て、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握							
	しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範 四で海田を行っております							
	│囲で運用を行っております。 │ また、運用部門から独立した管理担当部署により							
	また、連用部门から独立した官珪担当部者により リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を							
	ウスソ連昌状况のモニタリング等のウスソ自住を 行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて							
	117009、この紀末は建州自任安貞去寺を通りで 運用部門にフィードバックされます。							
1	AE/IJUN JIC / 1 1 / 1 / 2 / C 10 C 7 0	1						

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[平成29年5月10日現在]	[平成29年11月10日現在]
1 貸借対照表計上額、時 価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

				日叫亚为田山百(四巴汉县后几
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事	同	左	
	項に関する注記)に記載しております。			
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同	左	
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期	同	左	
	間で決済され、時価は帳簿価額と近似していること			
	から、当該金融商品の帳簿価額を時価としておりま			
	す。			
3 金融商品の時価等に関	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほ	同	左	
する事項についての補	か、市場価格がない場合には合理的に算定された価			
足説明	額が含まれております。当該価額の算定においては			
	一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提			
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあり			
	ます。			

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	前期	当期				
	[平成29年5月10日現在]	[平成29年11月10日現在]				
種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)				
国債証券	33,844,513	33,743,238				
特殊債券	1,761,175	1,998,974				
合計	35,605,688	35,742,212				

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨			評価額	備考
種類	銘 柄	分 回総領	計 1 川	佣ち
スウェーデン	クローネ			
国債証券	2.25 SWD GOVT 320601	6,400,000.00	7,289,446.40	
			7,289,446.40	
	国債証券 小 計	6,400,000.00	(98,771,998)	
			7,289,446.40	
スウェーデン	クローネ 小 計	6,400,000.00	(98,771,998)	
ノルウェーク	ローネ			
特殊債券	3 EIB 200204	3,700,000.00	3,879,549.90	
			3,879,549.90	
	特殊債券 小 計	3,700,000.00	(54,119,721)	
			3,879,549.90	
ノルウェーク	ローネ 小 計	3,700,000.00	(54,119,721)	
ポーランドズ	ロチ			
国債証券	2.5 POLAND 260725	14,500,000.00	13,603,175.00	
			13,603,175.00	
	国債証券 小 計	14,500,000.00	(424,691,123)	
特殊債券	4.25 EIB 221025	2,000,000.00	2,140,486.00	
			2,140,486.00	
	特殊債券 小 計	2,000,000.00	(66,825,972)	
			15,743,661.00	
ポーランドズ	ロチ 小 計	16,500,000.00	(491,517,095)	
ロシアループ	ÜV			
特殊債券	8.75 INTL FINAN 181217	46,000,000.00	47,040,980.00	
			47,040,980.00	
	特殊債券 小 計	46,000,000.00	(89,848,271)	
			47,040,980.00	
ロシアルーブ	ル 小 計	46,000,000.00	(89,848,271)	
トルコリラ				
特殊債券	5.5 EIB 171128	4,000,000.00	3,987,284.00	
	9.25 EIB 180720	3,500,000.00	3,407,530.00	

三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

特殊債券 小 計				有価証券届出書(内国投資信
Thu コリラ 小 計		#++++/= 24 .l. +1		
カルコリラ 小 計		特殊債券 小 計	7,500,000.00	` ' ' '
国債証券 0 0.A.T 190225 1,500,000.00 1,513,963.50 0 0BL 210409 2,550,000.00 2,550,685.00 0 0 SCHATS 190913 2,000,000.00 2,000,000 0 2,000,7880.00 0 0.5 NETH GOVT 260715 700,000.00 710,148.60 1.1.55 0,A.T 360525 2,700,000.00 2,655,116.60 1.5 AUSTRIA GOVT 470220 600,000.00 596,567.40 1.6 BEL GOVT 470622 8800,000.00 774,840.00 1.6 BEL GOVT 470622 8800,000.00 774,840.00 1.7 IRISH GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.7 IRISH GOVT 241021 3,000,000.00 2,239,814.00 1.7 IRISH GOVT 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.7 IRISH GOVT 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.7 IRISH GOVT 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.7 IRISH GOVT 240715 2,000,000.00 3,277,853.20 2 BUND 23015 900,000.00 1,104,480.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,1016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 3,491,862.00 2 2.2 NETH GOVT 240715 2,500,000.00 3,491,862.00 2 2.2 S IRISH GOVT 220715 2,500,000.00 3,491,862.00 2 2.2 S IRISH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 3 D.A.T 220425 5,800,000.00 961,897.50 3 3 D.A.T 220425 5,800,000.00 961,897.50 3 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3 3.5 D.A.T 211025 5,400,000.00 589,205.20 3 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 240928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 240928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 240928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 591,895.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 1,221,883.00 551,895.00 591,895.00 551,895.00 591,895.00 551,895.00 591,895.00		I、 ≐⊥	7 500 000 00	
回債証券 0 0.A.T 190225 1,500,000.00 1,513,363.50 0 0 0 2,500,685.00 0 2,500,000.00 2,500,685.00 0 0 SCHATS 190913 2,000,000.00 2,007,486.00 1.5 NETH GOVT 260715 700,000.00 710,148.60 1.25 0.A.T 360525 2,700,000.00 2,659,116.60 1.25 0.A.T 360525 2,700,000.00 586,567.40 1.6 BEL GOVT 470220 600,000.00 774,840.00 1.6 BEL GOVT 470221 3,000,000.00 774,840.00 1.6 BEL GOVT 370515 1,300,000.00 3,322,287.00 1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1.7 SIBND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 BIND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 BIND 240215 2,000,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,106,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 3,491,862.00 2 2.25 NETH GOVT 200715 2,500,000.00 4,431,600.00 2 2.25 NETH GOVT 200715 2,500,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,818,318.60 3 3.25 0.A.T 211025 5,800,000.00 6,818,318.60 4 4.25 BEL GOVT 450622 400,000.00 6,818,318.60 5 5 BEL GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4 4.25 BEL GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4 4.25 BEL GOVT 230320 1,000,000.00 1,229,983.00 4 4.25 BEL GOVT 230320 1,000,000.00 1,229,982.00 4 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 603,846.72 4 8.55 AUSTRIA GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5 5 BEL GOVT 260315 5 5 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5 5 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5 5 BEL GOVT 250313 1,000,0		J, <u>u</u>	7,500,000.00	(216,741,998)
0 OBL 210409 2,500,000.00 2,550,685.00 0 SCHATS 190913 2,000,000.00 2,027,880.00 0 SCHATS 190913 2,000,000.00 2,027,880.00 0 1.25 0.45 HC GOVT 250715 700,000.00 710,148.60 1 1.25 0.A.T 360525 2,700,000.00 526,591,116.60 1 1.5 AUSTRIA GOVT 470220 600,000.00 596,567.40 1.6 BEL GOVT 470622 800,000.00 774,840.00 1 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1 1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 3,227,885.20 2 8 BUND 220104 1,76 0.A.T 390625 3,100,000.00 2,239,814.00 1 1.75 0.A.T 390625 3,100,000.00 3,277,853.20 2 8 BUND 220104 1,000,000.00 1,1016,169.30 2 BUND 230815 900,000.00 1,016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 679,836.00 2 2.25 BUND 240904 4,000,000.00 3,491,862.00 2 2.25 BUND 240904 4,000,000.00 4,431,600.00 2 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 3,491,862.00 3 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,863,005.20 3 3.5 BEL GOVT 240622 400,000.00 698,205.20 3 3.5 BEL GOVT 230320 1,000.00 6,863,005.20 3 3.75 BEL GOVT 230320 1,000.00 0 1,221,983.00 4 4.25 BEL GOVT 240928 500,000.00 589,205.20 3 3 9 IRISH GOVT 230320 1,000.00 0 1,221,983.00 4 4.25 BEL GOVT 240928 500,000.00 589,205.20 518,895.00 4 4.25 BEL GOVT 240928 500,000.00 589,205.20 518,895.00 4 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 589,205.20 518,895.00 4 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 589,205.20 518,895.00 4 4.25 BEL GOVT 250928 1,000,000.00 589,205.20 518,895.00 518		0.0 A T 100325	1 500 000 00	1 512 262 50
0 SCHATS 190913 2,000,000.00 2,027,880.00 0.5 NETH GOVT 260715 700,000.00 710,148.60 1.25 0.A.T 360525 2,700,000.00 3,659,116.60 1.25 0.A.T 260725 2,700,000.00 596,567.40 1.5 AUSTRIA GOVT 470220 600,000.00 596,567.40 1.6 BEL GOVT 470622 800,000.00 774,840.00 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.67 NIRSH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1.77 NIRSH GOVT 370515 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 1,016,169.30 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 679,836.00 2 2.25 NETH GOVT 240715 600,000.00 3,491,862.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 3,491,862.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 961,897.50 3 3.C.T 220425 5,800,000.00 961,897.50 3 3.C.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3 3.75 BEL GOVT 190928 900,000.00 6,183,183.60 3 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 20028 5,000.00 61,20,99,620.00 4.25 BEL GOVT 20028 5,000.00 63,846.72 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 5 5 BEL GOVT 20028 5,000.00 63,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 250313 1,000,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,924,042.80 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 1,924,042.80 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 1,924,042.80 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 1,924,042.80 59,579,627.12 7,870,448,742) 59,	四原亚为			
0.5 NETH GOVT 260715				
1.25 0.A.T 360525 2,700,000.00 2,559,116.60 1.5 AUSTRIA GOVT 470220 600,000.00 596,567.40 1.6 BEL GOVT 470622 800,000.00 774,840.00 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 0.A.T 390625 3,100,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,1014,480.00 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,1014,480.00 2 BUND 22015 900,000.00 679,836.00 679,836.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 679,836.00 0 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 4,431,600.00 2 0.25 BUND 210904 4,000,000.00 6,683,005.20 3 BEL GOVT 240715 5 2,500,000.00 9,61,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,683,005.20 3 0.5 5,807,205 2 0,807,20				
1.5 AUSTRIA GOVT 470220 600,000.00 596,567.40 1.6 BEL GOVT 470622 800,000.00 774,840.00 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,1016,189.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 1,1016,189.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2 2.5 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 2,804,845.00 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 O.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 1,221,983.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 BEL GOVT 200928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 BEL GOVT 200928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 BEL GOVT 200928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5 BEL GOVT 350328 1,000,000.00 1,362,341.00 5 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5 SP,579,627.12 1 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 5 SP,579,627.12 1 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742)				
1.6 BEL GOVT 470622 800,000.00 774,840.00 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.75 IRISH GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 2,239,814.00 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 D.A.T 390625 3,100,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 3,491,862.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,183,183.60 3 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 6,183,183.60 3 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 220928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 1,224,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,224,042.80 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 [對於 J.				
1.65 AUSTRIA GOVT 241021 3,000,000.00 3,322,287.00 1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1.75 BULD 240215 2,000,000.00 3,277,853.20 1.75 DUND 240215 2,000,000.00 3,277,853.20 1.75 D.A.T 390625 3,100,000.00 1,104,480.00 2.2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2.2 BUND 230815 900,000.00 679,836.00 2.0 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2.0 A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 O.A.T 221025 5,800,000.00 961,897.50 3 O.A.T 211025 5,800,000.00 6,183,183.60 3 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 589,205.20 4.25 BEL GOVT 220928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 200928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 200928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 500,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 599,504.20 59,579,627.12 [国債証券 小 計 52,580,000.00 7,870,488,742] 59,579,627.12 [国債証券 小 計 52,580,000.00 7,870,488,742] 59,579,627.12 [7,870,488,742] 59,579,627.12 [7,870,488,742] 59,579,627.12 [7,870,488,742] 59,579,627.12 [7,870,488,742] 59,579,627.12 [7,870,488,742]				
1.7 IRISH GOVT 370515 1,300,000.00 1,333,078.50 1.75 BUND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 DUND 240215 2,000,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,1016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 O.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 220928 1,000,000.00 1,229,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,883.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 250315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 [国債証券 小 計 52,580,000.00 7,870,488,742) 59,579,627.12 [7,870,488,742]				
1.75 BUND 240215 2,000,000.00 2,239,814.00 1.75 0.A.T 390625 3,100,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,016,169.30 62 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 599,205.20 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 599,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 D.A.T 231025 480,000.00 63,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 638,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 [国債証券 小計 52,580,000.00 7,870,468,742) 52,580,000.00 (7,870,468,742) 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825				
1.75 0.A.T 390625 3,100,000.00 3,277,853.20 2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2 .25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2 .25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 961,897.50 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 250315 600,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 1,221,983.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 (7,870,468,742) 59,579,627.12 (7,870,468,742) 59,579,627.12 (7,870,468,742) 59,579,627.12 (7,870,468,742) 59,579,627.12 (7,870,468,742) 8,821,467,825			1,300,000.00	1,333,078.50
2 BUND 220104 1,000,000.00 1,104,480.00 2 BUND 230815 900,000.00 1,016,169.30 1,016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 2 0.A.T 480825 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 3,844.845.00 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000 0 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 20928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 0.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 [7,870,468,742] ユーロ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825			2,000,000.00	2,239,814.00
2 BUND 230815 900,000.00 1,016,169.30 2 NETH GOVT 240715 600,000.00 679,836.00 3,491,862.00 2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 2,804,845.00 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 3,821,467,825		1.75 O.A.T 390625	3,100,000.00	3,277,853.20
2 NETH GOVT 240715		2 BUND 220104	1,000,000.00	1,104,480.00
2 0.A.T 480525 3,300,000.00 3,491,862.00 2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 2,804,845.00 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 0.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 59,579,627.12 □ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825		2 BUND 230815	900,000.00	1,016,169.30
2.25 BUND 210904 4,000,000.00 4,431,600.00 2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 2,804,845.00 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 1,221,983.00 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 59,579,627.12 12 1 1 1 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825		2 NETH GOVT 240715	600,000.00	679,836.00
2.25 NETH GOVT 220715 2,500,000.00 2,804,845.00 3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 59,579,627.12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2 O.A.T 480525	3,300,000.00	3,491,862.00
3 BEL GOVT 190928 900,000.00 961,897.50 3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 59,579,627.12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2.25 BUND 210904	4,000,000.00	4,431,600.00
3 0.A.T 220425 5,800,000.00 6,663,005.20 3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 0.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 39,579,627.12 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1		2.25 NETH GOVT 220715	2,500,000.00	2,804,845.00
3.25 0.A.T 211025 5,400,000.00 6,183,183.60 3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 591,895.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 39,579,627.12 (7,870,468,742) 38,821,467,825		3 BEL GOVT 190928	900,000.00	961,897.50
3.75 BEL GOVT 450622 400,000.00 589,205.20 3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 39,579,627.12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3 O.A.T 220425	5,800,000.00	6,663,005.20
3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 39,579,627.12 (7,870,468,742) 38,821,467,825		3.25 O.A.T 211025	5,400,000.00	6,183,183.60
3.9 IRISH GOVT 230320 1,000,000.00 1,209,962.00 4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 39,579,627.12 (7,870,468,742) 38,821,467,825		3.75 BEL GOVT 450622		
4.25 BEL GOVT 210928 500,000.00 591,895.00 4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 39,579,627.12 (7,870,468,742) 4,7825		3.9 IRISH GOVT 230320	1.000.000.00	
4.25 BEL GOVT 220928 1,000,000.00 1,221,983.00 4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 59,579,627.12 (7,870,468,742) 8,821,467,825		4.25 BEL GOVT 210928		
4.25 O.A.T 231025 480,000.00 603,846.72 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) ユーロ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825				
4.85 AUSTRIA GOVT 260315 600,000.00 828,334.80 5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 59,579,627.12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
5 BEL GOVT 350328 1,200,000.00 1,924,042.80 5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 59,579,627.12 59,579,627.12 59,579,627.12 59,579,627.12 ユーロ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825 8,821,467,825				
5.4 IRISH GOVT 250313 1,000,000.00 1,362,341.00 5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 国債証券 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) ユーロ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 3,821,467,825 8,821,467,825				
5.5 BUND 310104 1,800,000.00 2,905,504.20 国債証券 小 計 59,579,627.12 59,579,627.12 59,579,627.12 59,579,627.12 59,579,627.12 ユーロ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825 8,821,467,825				
1				
国債証券 小 計52,580,000.00(7,870,468,742)コーロ 小 計52,580,000.0059,579,627.1252,580,000.00(7,870,468,742)8,821,467,825		0.0 20.00 010101	1,000,000.00	
59,579,627.12 12 12 12 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15		国債証券 小 計	52.580.000.00	
ユーロ 小 計 52,580,000.00 (7,870,468,742) 8,821,467,825			12,000,000.00	
8,821,467,825	ユーロ 小 計		52,580,000.00	
				,
		合 計		(8,821,467,825)

- (注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。 (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

13420131414233 - 21 347					
通貨	銘	柄	数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
スウェーデンクローネ	国債証券		1銘柄	100.00%	1.12%
ノルウェークローネ	特殊債券		1銘柄	100.00%	0.61%
ポーランドズロチ	国債証券		1銘柄	86.40%	4.81%
	特殊債券		1銘柄	13.60%	0.76%
ロシアルーブル	特殊債券		1銘柄	100.00%	1.02%
トルコリラ	特殊債券		2銘柄	100.00%	2.46%
ユーロ	国債証券		29銘柄	100.00%	89.22%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【ユーロランド・ソブリン・インカム】

【純資産額計算書】

平成29年11月30日現在

(単位:円)

	(i = i i = /
資 産 総 額	9,061,721,575
負 債 総 額	22,366,666
純資産総額(-)	9,039,354,909
発 行 済 口 数	16,458,348,561 🏻
1 口当たり純資産価額(/)	0.5492
・口コルソ武具圧 領(/)	(1万口当たり 5,492)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

平成29年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ れます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。 平成29年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数	純資産総額
	(本)	(百万円)
追加型株式投資信託	837	11,530,094
追加型公社債投資信託	16	1,412,584
単位型株式投資信託	54	348,757
単位型公社債投資信託	1	6,397
合 計	908	13,297,833

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて 表示しております。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツ により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				(1 .— 1 1 1 2)
	第31期		第32期	
	(平成28年3月31日現在)		(平成29年3月3	1日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	80,707,781	2	69,212,680
有価証券		2,728,127		36,210
前払費用		402,267		337,699
未収入金		14,286		35,896

三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				₹UFJ国際投信株式 届出書(内国投資信
未収委託者報酬		11,275,577	日叫此为	10,076,022
未収収益	2	564,923	2	659,405
繰延税金資産		491,700		446,374
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		438,012		113,754
流動資産合計		96,652,678		80,948,042
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	846,844	1	806,798
器具備品	1	768,584	1	759,446
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,971,428		2,922,245
無形固定資產 無形固定資產				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,813,951		1,844,549
ソフトウェア仮勘定		341,815		608,066
その他		71		10
無形固定資産合計		2,171,661		2,468,448
投資その他の資産				
投資有価証券		24,223,272		24,327,081
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		686,446		654,402
前払年金費用		499,178		463,105
繰延税金資産		786,810		711,230
その他		51,090		50,235
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		26,543,335		26,502,592
固定資産合計		31,686,425		31,893,286
資産合計		128,339,103		112,841,328

	第31期		第32期	
	(平成28年3月31	日現在)	(平成29年3月31	日現在)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		199,091		166,493
未払金				
未払収益分配金		101,046		108,024
未払償還金		821,178		547,707
未払手数料	2	4,866,423	2	4,225,009
その他未払金	2	2,521,849	2	2,355,815
未払費用	2	3,419,978	2	3,061,479
未払消費税等		370,110		351,670
未払法人税等		947,540		756,668

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) [信託受益証券]

		有価証券届出書(内国投資
賞与引当金	882,523	843,729
役員賞与引当金		100,680
その他	670,983	711,633
流動負債合計	14,800,725	13,228,909
固定負債		
退職給付引当金	508,142	590,154
役員退職慰労引当金	166,789	166,458
時効後支払損引当金	257,105	253,070
固定負債合計	932,038	1,009,684
負債合計	15,732,763	14,238,594
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	57,079,782	43,034,713
利益剰余金合計	64,420,372	50,375,303
株主資本合計	111,153,216	97,108,147
		(単位:千円)
	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)

		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,446,576	1,494,586
繰延ヘッジ損益	6,546	
評価・換算差額等合計	1,453,123	1,494,586
純資産合計	112,606,339	98,602,734
負債純資産合計	128,339,103	112,841,328

(2)【損益計算書】

(単位・千円)

		(単位:十円)
	第31期	第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,096,942	81,709,776

三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資係
投資顧問料	2,226,322	2,396,020
その他営業収益	35,063	25,763
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	84,358,328	84,131,560
営業費用		
支払手数料	2 34,821,751	2 33,975,255
広告宣伝費	742,632	731,771
公告費		482
調査費		
調査費	1,642,352	1,713,892
委託調査費	14,530,744	13,961,993
事務委託費	751,410	984,749
営業雑経費		
通信費	122,574	158,915
印刷費	704,639	699,940
協会費	51,201	51,995
諸会費	7,730	9,887
事務機器関連費	1,674,745	1,611,608
その他営業雑経費	30,382	11,925
営業費用合計	55,080,164	53,912,419
一般管理費		
給料		
役員報酬	280,681	331,997
給料・手当	5,948,603	6,496,165
賞与引当金繰入	882,523	843,729
役員賞与引当金繰入		100,680
福利厚生費	1,091,897	1,196,210
交際費	17,062	14,843
旅費交通費	212,578	233,159
租税公課	264,376	422,030
不動産賃借料	795,415	706,571
退職給付費用	341,073	441,736
役員退職慰労引当金繰入	34,369	48,393
固定資産減価償却費	1,068,796	1,030,040
諸経費	426,547	474,521
一般管理費合計	11,363,925	12,340,079
営業利益	17,914,238	17,879,061

	第31期		第32期	
	(自 平成27年4	月1日	(自 平成28年4	月1日
	至 平成28年3	月31日)	至 平成29年3	月31日)
営業外収益				
受取配当金		235,697		243,048
有価証券利息		523		0
受取利息	2	15,142	2	4,601
投資有価証券償還益		9,315		260,190
収益分配金等時効完成分		71,619		278,148

			131144	
その他		17,393		4,383
 営業外収益合計		349,691		790,372
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二				
投資有価証券償還損		152,298		11,552
時効後支払損引当金繰入		98,891		
事務過誤費		421		218
その他		5,862		4,357
 営業外費用合計		257,473		16,128
経常利益		18,006,455		18,653,304
特別利益				
投資有価証券売却益		424,605		259,137
ゴルフ会員権売却益		1,300		
特別利益合計		425,905		259,137
特別損失				
投資有価証券売却損		52,623		42,248
デリバティブ解約損				126,228
有価証券評価損		67,284		
投資有価証券評価損		18,539		157,482
固定資産除却損	1	1,305	1	13,540
減損損失	3	42,073	3	48,575
合併関連費用		829,181		
特別損失合計		1,011,007		388,075
税引前当期純利益		17,421,353		18,524,367
 法人税、住民税及び事業税	2	5,796,941	2	5,658,953
法人税等調整額		1,035,591		103,169
法人税等合計		4,761,350		5,762,122
当期純利益		12,660,003		12,762,244

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

									<u>+™·III)</u>
		株主資本							
			資本剰余金			利	益剰余金		
	資本金	% +	7 O /II	次十	HI	その他和	川益剰余金	피쓰레스스	株主資本合計
	貝华亚	資本 準備金	その他資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	你工具华口司
当期首残高	2,000,131	222,096		222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240
当期変動額									
剰余金の配当							4,107,643	4,107,643	4,107,643
当期純利益							12,660,003	12,660,003	12,660,003
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616					44,510,616
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計		3,350,000	41,160,616	44,510,616			8,552,359	8,552,359	53,062,976

当期末残高 2,000,131 3,572,096 41,160,616 44,732,712 342,589 6,998,000 57,079,782 64,420,372 111,153,216

	評	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	2,300,727		2,300,727	60,390,967	
当期変動額					
剰余金の配当				4,107,643	
当期純利益				12,660,003	
合併による増加	903,495	148,745	754,749	45,265,365	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,757,645	155,292	1,602,353	1,602,353	
当期変動額合計	854,150	6,546	847,604	52,215,371	
当期末残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339	

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金				问益剰余金		
	資本金	※★	Z.O.(H)	※★	刊光	その他を	利益剰余金	ᆌ共劃수수	株主資本合計
	以中亚	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	1小工具平口可
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							26,807,312	26,807,312	26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							14,045,068	14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評值			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延へッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312
当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586		1,494,586	98,602,734

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 5年~50年

 器具備品
 2年~20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社では退職給付制度を統合するため、平成28年9月21日に確定給付企業年金制度、退職一

時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年10月1日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成19年2月7日 実務対応報告第2号)を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株式指数先物

ヘッジ対象…投資有価証券

(3)ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計 を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建 物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

[追加情報]

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日) を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
建物	467,206千円	539,649千円
器具備品	897,207千円	1,029,950千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

		日四世の田田自(四国)
	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
預金	43,128,360千円	47,798,472千円
未収収益	52,753千円	46,963千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	2,612,168千円	1,993,055千円
その他未払金	2,296,632千円	2,071,256千円
未払費用	442,340千円	456,748千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第31期	第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
建物	254千円	2,392千円
器具備品	1,051千円	7,791千円
ソフトウェア	-	3,356千円
計	1,305千円	13,540千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期	——————————— 第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
支払手数料	15,120,269千円	13,862,465千円
受取利息	12,609千円	4,375千円
法人税、住民税及び事業税	3,980,844千円	4,204,969千円

3.減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産(不動産)	土地	35,031千円
東京都千代田区(本社)	遊休資産 (美術品)	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

•			
場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区 (本社)	自社利用ソフトウェア	ソフトウェア	48,575千円
	(遊休資産)	仮勘定	

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピ

ングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値 は零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	124,098	87,483	-	211,581
合計	124,098	87,483	-	211,581

(注)普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額4,107,643千円1 株当たり配当額33,100円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額
 26,807,312千円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 126,700円
 基準日
 中成28年3月31日
 対力発生日
 平成28年6月29日

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式	prizoza (pri)	(11)	(11)	[FI-10200 (FI-7)
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	1	1	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額26,807,312千円1株当たり配当額126,700円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月29日

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

> 配当金の総額 26,595,731千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 125,700円 基準日 平成29年3月31日 効力発生日 平成29年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

7 1 7 1 7 7	ノスないのクラが、「他のこのにかられた」	/ /\fr
	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,651,815千円	1,973,699千円
合計	3,329,932千円	2,651,815千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資 金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用してお り、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部 の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定さ れた価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異な る前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デ リバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握 することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第31期(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	80,707,781	80,707,781	-
(2) 有価証券	2,728,127	2,728,127	-
(3) 未収委託者報酬	11,275,577	11,275,577	-
(4) 投資有価証券	24,054,542	24,054,542	-
資産計	118,766,029	118,766,029	-
(1) 未払手数料	4,866,423	4,866,423	-
負債計	4,866,423	4,866,423	-

デリバティブ取引 ()	(3,459)	(3,459)	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	1
(2) 有価証券	36,210	36,210	-
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	-
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	-
資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
負債計	4,225,009	4,225,009	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	168,730	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	80,707,781	-	-	-
未収委託者報酬	11,275,577	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,728,127	9,234,321	9,756,778	5,050
合計	94,711,487	9,234,321	9,756,778	5,050

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	1	-
未収委託者報酬	10,076,022	-	1	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が	株式	113,875	30,541	83,333
取得原価を超えるも	債券	-	-	-
0	その他	19,085,937	16,697,402	2,388,535
	小計	19,199,812	16,727,944	2,471,868
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えない	債券	-	-	-
もの	その他	7,582,857	7,969,134	386,277
	小計	7,582,857	7,969,134	386,277
合詞	 計	26,782,669	24,697,079	2,085,590

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が	 株式	-	-	-
取得原価を超えるも	債券	-	-	-
0	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えない	債券	-	-	-
もの	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合詞	 [†	24,226,131	22,071,906	2,154,225

3.売却したその他有価証券

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	•	-	-
債券	-	-	-
その他	5,649,814	424,605	52,623
合計	5,649,814	424,605	52,623

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	•	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について85,823千円(その他有価証券のその他85,823千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について157,482千円(その他有価証券のその他157,482千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(デリバティブ取引関係)

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 重要な取引はありません。
- 2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位:千円)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価
原則的処理 方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	945,410	-	3,459
	合計		945,410	ı	3,459

(注)時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要な取引はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非 積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けておりま す。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期	第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	263,476 千円	2,997,931 千円
勤務費用	135,457	199,166
利息費用	19,818	22,711
数理計算上の差異の発生額	113,714	40,934
退職給付の支払額	159,115	183,403
過去勤務費用の発生額	-	653,618
合併による増加	2,624,579	-
	2,997,931	3,649,089

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期	第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	196,439 千円	2,678,827 千円
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の発生額	111,449	7,066
事業主からの拠出額	210,960	107,823
退職給付の支払額	139,379	142,532
合併による増加	2,486,329	<u>-</u>
年金資産の期末残高	2,678,827	2,698,738

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金 費用の調整表

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,422,447 千円	3,471,120 千円
年金資産	2,678,827	2,698,738
	256,380	772,381
非積立型制度の退職給付債務	575,484	177,969
未積立退職給付債務	319,103	950,350
未認識数理計算上の差異	310,139	207,810
未認識過去勤務費用	-	615,490
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049
退職給付引当金	508,142	590,154
前払年金費用	499,178	463,105
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

第31期 第32期 (自 平成27年4月1日 (自 平成28年4月1日 至 平成28年3月31日) 至 平成29年3月31日)

勤務費用 135,457 千円 199,166 千円

有価証券届出書()	5国投資信託受益証券)
-----------	--------------------

利息費用	19,818	22,711
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の費用処理額	13,847	54,327
過去勤務費用の費用処理額	-	38,127
その他	65,395	28,533
確定給付制度に係る退職給付費用	198,592	295,314

⁽注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
	58.1 %	62.9 %
株式	35.5	33.3
その他	6.3	3.7
	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
割引率	0.077 ~ 0.71%	0.061 ~ 0.90%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,480千円、当事業年度146,421千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	475,116 千円	455,165 千円
投資有価証券評価損	238,391	242,551
ゴルフ会員権評価損	295	295
未払事業税	185,473	124,367
賞与引当金	272,346	260,374
役員賞与引当金	-	11,509
役員退職慰労引当金	51,071	50,969
退職給付引当金	155,593	180,726
減価償却超過額	29,059	19,277
委託者報酬	204,395	217,902
長期差入保証金	6,344	14,803
時効後支払損引当金	78,725	77,490
役員賞与引当金 役員退職慰労引当金 退職給付引当金 減価償却超過額 委託者報酬 長期差入保証金	51,071 155,593 29,059 204,395 6,344	11,509 50,969 180,726 19,277 217,902 14,803

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

連結納税適用による時価評価	309,675	236,450
その他	69,525	68,614
 繰延税金資産 小計	2,076,013	1,960,499
評価性引当額	-	-
是 操延税金資産 合計	2,076,013	1,960,499
繰延税金負債		
未収配当金	1,228	-
前払年金費用	152,848	141,802
連結納税適用による時価評価	1,516	1,447
その他有価証券評価差額金	639,013	659,638
繰延ヘッジ損益	2,889	-
その他	6	3
操延税金負債 合計	797,502	802,893
繰延税金資産の純額	1,278,511	1,157,605

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
法定実効税率	33.06 %	法定実効税率と税効果会計
(調整)		適用後の法人税等の負担率
評価性引当額の減少	6.34	との差が法定実効税率の100
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	0.59	分の5以下であるため注記を 省略しております。
その他	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.33	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

		1 122-1	1 1/J · H	<u> </u>	N=0 1 07	JOI H /				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	(株)三菱	東京都	2,141,513	銀行持株	被所有	連結納税	連結納税に	3,980,844	その他未払	2,296,632
親	UFJフィナン	千代田	百万円		間接		伴う支払	千円 千円		千円
숤	シャル・	X	H/3/13			役員の兼任				
社	グループ				1001070					
		±=±0	004 070	/ = = 1 × ×	>++ < r / -	火丸和次合式の	+0 次 /=== 1	5 005 000	++/	005 704
	三菱UFJ	東京都	324,279		被所有	当社投資信託の	投資信託に		未払手数料	805,721
	信託銀行㈱	千代田	百万円	銀行業	直接	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
		X			51.0%	投資信託に係る	行手数料の			
						事務代行の委託	支払			
						等				
親						事務所の賃借	事務所賃借料	223,695		
会								千円		
社										
-							長期差入保証金	885,549		
							の返還	千円		
						投資の助言	投資助言料	515,287	未払費用	319,698
								千円		千円
						役員の兼任				
	㈱三菱東京	東京都	1,711,958	銀行業	被所有	当社投資信託の	投資信託に	9,224,647	未払手数料	1,806,446
	UFJ銀行	千代田	百万円		直接	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
		X			15.0%	投資信託に係る	行手数料の			
						事務代行の委託	支払			
						等				
主										
						取引銀行	コーラブル預金	35,000,000	 現金及び	35,000,000
要							の預入	千円		千円
株								'''		, , ,
		l				I	1			I

							(1303250	۳
主				コーラブル預金	9,263	未収収益	2,372	
				に係る受取利息	千円		千円	
								ı

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

-1-	02 MJ (II	7-70-0	,	<u> </u>	-/	<u> </u>				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱 UFJフィナン シャル・ グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969 千円	その他未払金	2,071,256 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 投資助言料	千円	未払費用	716,117 千円 352,297 千円
	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	7,878,591	未払手数料	1,276,937

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

_										(13777
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	6,398,782	未払手数料	898,096
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
တ	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
슰						等				
社										
を										
持										
つ										
숤										
社										

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	6,532,238	未払手数料	933,908
$\left - \right $	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スタンレー	X				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
会						等				
社										
を										
持										
7										
会										
社										

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第31期	第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	532,213.85円	466,028.30円
1株当たり当期純利益金額	66,691.34円	60,318.47円

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、 記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		「一日田の田田田(「日本の
	第31期	第32期
	(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日
	至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株式の期中平均株式数 (株)	189,829	211,581

中間財務諸表

	(単位:千円)
	第35期中间云前期间 (平成29年9月30日現在)
 (資産の部)	(1/222〒3/730日発江)
流動資産	
現金及び預金	46,287,10
有価証券	78,89
前払費用	496,62
未収入金	87,28
未収委託者報酬	9,160,40
未収収益	681,52
操延税金資産 	471,97
金銭の信託	30,00
その他	95,22
流動資産合計	57,389,04
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 780,72
器具備品	1 764,18
土地	1,356,00
有形固定資産合計	2,900,90
無形固定資産 無形固定資産	
電話加入権	15,82
ソフトウェア	1,938,73
ソフトウェア仮勘定	1,212,25
無形固定資産合計	3,166,80
_ 投資その他の資産	
投資有価証券	28,266,73
関係会社株式	320,13
長期差入保証金	640,95
前払年金費用	448,90
繰延税金資産	451,89
その他	45,230
貸倒引当金	23,60
投資その他の資産合計	30,150,24
固定資産合計	36,217,96
 資産合計	93,607,00

第33期中間会計期間
(平成29年9月30日現在)

	(平成29年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	196,841
未払金	
未払収益分配金	174,797
未払償還金	514,622
未払手数料	3,754,874
その他未払金	2,503,473
未払費用	4,229,858
未払消費税等	2 305,160
未払法人税等	792,896
賞与引当金	863,522
役員賞与引当金	66,649
その他	776,417
流動負債合計	14,179,114
加到只良口们	14,173,114
固定負債	
退職給付引当金	651 402
	651,492
役員退職慰労引当金	163,557
時効後支払損引当金	252,546
固定負債合計	1,067,596
負債合計	15,246,710
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	22,251,535
利益剰余金合計	29,592,124
株主資本合計	76,324,968
	(単位:千円)
	第33期中間会計期間
	(平成29年9月30日現在)
 評価・換算差額等	(
その他有価証券	2,035,325
評価差額金	2,000,020
評価・換算差額等合計	2,035,325
純資産合計	78,360,294
負債純資産合計	93,607,004
天 !厌itū 只 !生 口 们	93,007,004

(2) 中間損益計算書

	(単位:千円)
	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年9月30日)
	<u> </u>
ロネル血 委託者報酬	38,184,632
投資顧問料	1,346,730
その他営業収益	26,40
さい他自来が血 営業収益合計	39,557,76
	39,337,70
_{吕耒貝历} 支払手数料	45 700 400
	15,720,488
広告宣伝費 八生悪	318,08
公告費	500
調査費	204 245
調査費	861,247
委託調査費 東双系記載	6,711,770
事務委託費	436,60
営業雑経費	
通信費	85,593
印刷費	251,83
協会費	24,20
諸会費	7,746
事務機器関連費	821,139
その他営業雑経費	13,599
営業費用合計	25,252,824
一般管理費	
給料	
役員報酬	178,839
給料・手当	2,821,75
賞与引当金繰入	863,522
役員賞与引当金繰入	66,649
福利厚生費	619,91
交際費	6,009
旅費交通費	93,32
租税公課	222,43
不動産賃借料	341,77
退職給付費用	210,62
役員退職慰労引当金繰入	23,884
固定資産減価償却費	1 512,328
諸経費	199,624
 一般管理費合計	6,160,689
	8,144,25
_	
	(単位:千円
	第33期中間会計期間
	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年9月30日)
営業外収益	
受取配当金	134,154
受取利息	277
投資有価証券償還益	29,656

34,222
9,043
207,354
20,261
26,116
5,612
51,990
8,299,622
196,888
2,495
199,383
60,319
0
60,319
8,438,686
2,631,045
4,911
2,626,133
5,812,552

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

		株主資本							
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他和	间益剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本 準備金	資本剰余金	資本 剰余金合計	資本 利益 上 余金合計 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当中間期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
中間純利益							5,812,552	5,812,552	5,812,552
株主資本以外の項目									
の当中間期変動額									
(純額)									
当中間期変動額合計							20,783,178	20,783,178	20,783,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	22,251,535	29,592,124	76,324,968

	評価・抽		
	その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	評価差額金	差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当中間期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
中間純利益			5,812,552

株主資本以外の項目			
の当中間期変動額	540,738	540,738	540,738
(純額)			
当中間期変動額合計	540,738	540,738	20,242,440
当中間期末残高	2,035,325	2,035,325	78,360,294

[重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年

器具備品 2年~20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に 備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税 は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)

建物 571,713千円 器具備品 1,115,446千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第33期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 114,767千円

有形固定資産 114,767千円 無形固定資産 397,560千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	1	-	211,581

2. 配当に関する事項

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額26,595,731千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額125,700円基準日平成29年3月31日効力発生日平成29年6月29日

(リース取引関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内678,116千円1年超1,634,641千円合計2,312,757千円

(金融商品関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	46,287,102	46,287,102	-
(2) 有価証券	78,897	78,897	-
(3) 未収委託者報酬	9,160,402	9,160,402	-
(4) 投資有価証券	28,129,575	28,129,575	-
資産計	83,655,978	83,655,978	-
(1) 未払手数料	3,754,874	3,754,874	-
負債計	3,754,874	3,754,874	-

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額137,160千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原価を	債券	-	-	-
超えるもの	その他	21,493,708	18,316,441	3,177,266
	小 計	21,493,708	18,316,441	3,177,266
中間貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原価を	債券	-	-	-
超えないもの	その他	6,714,765	6,958,415	243,650
	小 計	6,714,765	6,958,415	243,650
合	計	28,208,473	25,274,857	2,933,616

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額137,160千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間
	(平成29年9月30日現在)
1株当たり純資産額	370,356.00円
(算定上の基礎)	

純資産の部の合計額 (千円)	78,360,294
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	78,360,294
1株当たり純資産額の算定に用いられた	211 501
中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

11-3-2-11-32-31-31-32-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-	2.57, 7.1 / 2.5 / 2.5 / 3.1
	第33期中間会計期間
	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	27,471.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,812,552
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,812,552
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方 針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行 うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投 資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ れのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等 定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 訴訟事件その他重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(平成29年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額		
	(平成29年	3月末現在)	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社岩手銀行	12,089	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四銀行	32,776	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八銀行	24,404	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	14,697	百万円	銀行業務を営んでいます。
オ・ストラリア・ニュ・	2,468,931	百万円	銀行業務を営んでいます。
ジ‐ランド銀行	2,400,931	日川口	載1]未労を呂ルていより。
株式会社中京銀行	31,844	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	百万円	銀行業務を営んでいます。
横浜信用金庫	1,879	百万円	金融業務を営んでいます。
京都信用金庫	12,510	百万円	金融業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
八十二証券株式会社	800	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式 会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会 社	1,250	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	1,128	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。

			一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直
木村証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会 社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
 極東証券株式会社	5,251	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
│ │光世証券株式会社	12,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
│ │岩井コスモ証券株式会社	13,500	 百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
│ │篠山証券株式会社	100	百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
 静岡東海証券株式会社	600	 百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
 荘内証券株式会社	100	百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
みずほ証券株式会社	125,167		商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
上光証券株式会社	500	百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
			商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
ニュース証券株式会社		百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
スターツ証券株式会社		百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
髙木証券株式会社 	11,069	百万円	商品取引業を営んでいます。 金融商品取引法に定める第一種金融
立花証券株式会社	6,695	百万円	商品取引業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会 社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
· ·			1

浜銀TT証券株式会社	3,307	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
げんせい証券性式会社	1 550		金融商品取引法に定める第一種金融
ばんせい証券株式会社	1,558	百万円	商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			商品取引業を営んでいます。
 廣田証券株式会社	600	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
		П/3/13	商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会	8,157	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
社	,		商品取引業を営んでいます。
ふくおか証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
			商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
			商品取引業を営んでいます。
丸国証券株式会社	601	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
			商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
			金融商品取引法に定める第一種金融
丸八証券株式会社	3,751	百万円	商品取引業を営んでいます。
 リテラ・クレア証券株式			金融商品取引法に定める第一種金融
会社	3,794	百万円	商品取引業を営んでいます。
			金融商品取引法に定める第一種金融
三田証券株式会社	500	百万円	商品取引業を営んでいます。
			金融商品取引法に定める第一種金融
水戸証券株式会社	12,272	百万円	商品取引業を営んでいます。
	511	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
明和證券株式会社			商品取引業を営んでいます。
.1. 17/12/24/14 12 / 41	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
山形證券株式会社			商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
			商品取引業を営んでいます。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	豊証券株式会社 2,540 百	五下田	金融商品取引法に定める第一種金融
豆砋分怀以云仙		ロハロ	商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・ス	40 500		金融商品取引法に定める第一種金融
タンレー証券株式会社	40,500	ロハロ	商品取引業を営んでいます。

横浜信用金庫および京都信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等 を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成29年11月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%(107,855株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始 日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載すること があります。
- (2)投資信託説明書(交付目論見書)に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていま す。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 (請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけま す。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- (4)目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5)投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6)目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7)目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

 有限責任監査法人 ト ー マ ツ

 指定有限責任社員 業務執行社員
 公認会計士 弥永 めぐみ 印

 指定有限責任社員 業務執行社員
 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月13日

三菱 U F J 国際投信株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているユーロランド・ソブリン・インカムの平成29年5月11日から平成29年11月10日までの特定期間の財務諸 表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーロランド・ソブリン・インカムの平成29年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月1日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ 印 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。